

【自主取組宣言】

弊社は、令和6年4月2日公布の液化石油ガス法（以下、「液石法」という。）の改正による法律の趣旨をよく理解し、その内容を実現するため、以下の対応に努めて参ります。

1. 過大な営業行為の制限。

- 1) 正常な商慣行を超えた利益供与（設備貸与等）禁止
- 2) LPガス事業者の切り替えを制限するような条件付きの契約締結禁止

2. ガスの料金体系を三部制にします。

- ① (基本料金 + 従量料金 + 設備料金) からなる三部料金制を徹底し、LPガス料金の透明化を図ります。
- ② LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止
- ③ 貸賃向けLPガス料金については、消費設備費用についても計上禁止

3. LPガス等の情報提供

- 1) 入居希望者へのLPガス料金事前提示に努めます。（入居希望者に直接又は、オーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者を通じての提示）
- 2) 入居希望者から、LPガス事業者に対して直接情報提供の要請があった場合は、LPガス料金等の情報提供に対応します。

2024年4月1日

肥前通運株式会社

代表取締役社長 愛野 辰昭